

資料 2-7-1

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区
指定計画書
（案）

平成 2 1 年 月 日
環 境 省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

やんばる（安田）鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林安田事業区40林班、41林班に小班及び45林班い小班並びに同村民有林66林班、67林班、68林班、69林班、70林班、71林班、72林班、73林班、74林班、118林班及び119林班の陸域（安田ヶ島を除く）及びこれら各林班に囲まれる区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島北部の沖縄県国頭郡国頭村字安田区に位置し、同区集落より北西約2.5kmに位置する伊部岳（標高353m）を中心とした国有林及び村有林から集落を含む東海岸に至る区域より構成される。

当該区域内の多くは亜熱帯広葉樹林で、その大部分をスダジイ林が占めており、伊部岳中腹には、推定樹齢300年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリ、ケナガネズミなどが生息している。

また、ヤンバルクイナについては、集落内からその周辺においても生息が確認されている。

このように、当該区域は、ヤンバルクイナを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) ジャワマングース（以下、「マングース」という。）等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(2) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、マングースやノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・改善していくことを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）鳥獣保護区の全域

(4) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等をモニタリングして、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(5) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（1960年代）には確認されていなかったマングースが確認されるようになっており、生息環境が悪化しつつある。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況は大きな変動はみられないが、ヤンバルクイナの分布域は、マングースの分布域北上に伴い、徐々に北側に狭められており、発見当初の1980年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は、分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の高江付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区においてもマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

3. 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1, 279 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	932ha
農耕地	63ha
水面	—ha
その他	284ha

イ 所有者別内訳

国有地 283ha

{	国有林 220ha	{	林野庁所管	220ha	{	制限林	220ha	{	保安林	—ha
			文部科学省所管	—ha		普通林	—ha		砂防指定地	—ha
		国有林以外の国有地 63 ha				その他	220ha			

{	地方公共団体有地 666ha	{	都道府県有地	20ha	{	制限林地	5 ha
			市町村有地等	646ha		普通林地	623ha
						その他	17ha

私有地等 330 ha

公有水面 —ha

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域 —ha

自然公園法による地域 —ha

国頭村文化財保護条例による地域 0.15ha (安田のアカテツ保安林)

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字安田区のうち、同区集落より北西約2.5 kmに位置する伊部岳（標高353m）を中心とした国有林及び村有林から集落を含む東海岸に至る区域より構成される。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、伊部岳山頂付近を山地急傾斜が占めており、山頂から北西は概ね山地一般斜面である。山頂から県道70号に至る村有林地は丘陵地一般斜面が広く占めており、一部に丘頂緩斜面、丘陵地急斜面や、高位段丘などが混在する。県道70号より東海岸に至る区域には丘陵地、台地・段丘及び人工平坦地が混在し、安田川及び伊部川沿いには谷底低地があり、沿岸部は海食崖、海岸低地及び砂浜である。

表層土壌は、概ね乾性黄色土壌、乾性赤色土壌、適潤性黄色土壌が混在し、表層地質は、概ね名護層粘板岩、千枚岩、泥質片岩（始新世～白亜紀）であり、一部、嘉陽層砂岩・粘板岩互層（始新世～白亜紀）である。東海岸にかけては一部礫混り粘土質堆積物が東西に帯状に分布する。また、沿岸部は砂岩及び砂がち堆積物から成る。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主にヤブツバキクラス域自然植生でオキナワシキミースダジイ群集が占めており、ギョクシンカースダジイ群集がまとまって存在している。県道70号周辺では伐採された林縁部に出現する二次林のハドノキーウラジロエノキ群団が道路にそって帯状に見られる。県道70号より東海岸に至る区域には、リュウキュウマツ群落も混在し、部分的に牧草地がまとまって存在している。また、海岸沿いにはアカテツーハマビワ群落やアダン群団が帯状に南北に長く分布しており、集落に隣接するアカテツ保安林は国頭村指定天然記念物となっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバト、リュウキュウキビタキなど7目18科31種が生息している。

哺乳類では、オキナワコキクガシラコウモリ、オリイオオコウモリ、リュウキュウイノシシなど4目8科9種が生息している。

爬虫類・両生類では、リュウキュウヤマガメ、イシカワガエルなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

平成18年度	有害鳥獣捕獲許可件数	3件
平成19年度	有害鳥獣捕獲許可件数	8件
平成20年度	有害鳥獣捕獲許可件数	10件

※当該区域を含む範囲での許可件数であり、当該区域内における有害鳥獣捕獲の実際の捕獲実績を示した数字では無い。

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	6本
(2) 案内板	3基

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区
やんばる（安田）特別保護地区
指定計画書（案）

平成21年 月 日

環境省

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

やんばる（安田）特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林安田事業区40林班、41林班に小班及び45林班い小班的区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字安田集落から北西約2.5kmに位置し、区域内の南東側には伊部岳（標高353m）を含み、西側は普久川に接し、北側は我地佐手林道付近、東側は国頭村有林、南側は伊部岳山道口付近に囲まれた区域である。ほぼ全域がスダジイ林であり、伊部岳中腹には、推定樹齢300年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ⅠA類のノグチゲラやヤンバルクイナ、絶滅危惧ⅠB類のホントウアカヒゲなどの希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ⅠB類であるオキナワコキクガシラコウモリ、ケナガネズミなどが生息している。

このように、当該区域は、やんばる（安田）鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。
- 3) ジャワマングース（以下、「マングース」という。）等、在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(2) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、マングースやノイヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・改善していくことを目標とする。

(3) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）特別保護地区の全域

(4) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等をモニタリングして、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(5) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（1960年代）には確認されていなかったマングースが確認されるようになっており、生息環境が悪化しつつある。

(6) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況に大きな変動は見られないが、ヤンバルクイナの分布域は、マングースの分布域北上に伴い、徐々に北側に狭められており、発見当初の1980年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の福上湖付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区でもマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 220ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 220 ha
 農耕地 -ha
 水面 -ha
 その他 -ha

イ 所有者別内訳

国有地 220ha

{	国有林 220ha	{	林野庁所管 220ha	{	制限林 220ha	{	保安林 -ha
			文部科学省所管 -ha		普通林 -ha		砂防指定地 -ha
		国有林以外の国有地 -ha	その他 220ha				

{	地方公共団体有地 - ha	{	都道府県有地 -ha	{	制限林地 -ha
			市町村有地等 - ha		普通林地 - ha

私有地等 -ha
 公有水面 -ha

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域 -ha
 自然公園法による地域 -ha
 文化財保護法による地域 -ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村字安田集落から北西約2.5kmに位置し、区域内の南東側には伊部岳（標高353m）を含み、西側は普久川に接し、北側は我地佐手林道付近、東側は国頭村有林、南側は伊部岳山道口付近に囲まれた区域である。

イ 地形、地質等

当該区域の地形分類は、概ね山地一般斜面と山地緩斜面であり、一部に丘頂緩斜面、丘陵地急斜面や、高位段丘などが混在し、伊部岳周辺は山地急斜面が存在する。

表層土壌は、概ね乾性黄色土壌、乾性赤色土壌、適潤性黄色土壌が混在し、表層地質は、概ね名護層粘板岩、千枚岩、泥質片岩（始新世～白亜紀）であり、一部、嘉陽層砂岩・粘板岩互層（始新世～白亜紀）である。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、主にヤブツバキクラス域自然植生でオキナワシキミースダジイ群集が占めている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、カラスバト、リュウキュウキビタキなど7目18科31種が生息している。

哺乳類では、オキナワコキクガシラコウモリ、オリイオオコウモリ、ケナガネズミなど4目8科9種が生息している。

爬虫類・両生類では、リュウキュウヤマガメ、イシカワガエルなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

平成18年度	有害捕獲許可件数	3件
平成19年度	有害捕獲許可件数	8件
平成20年度	有害捕獲許可件数	10件

※当該区域を含む範囲での許可件数であり、当該区域内における有害鳥獣捕獲の実際の捕獲実績を示した数字では無い。

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 8本 |
| (2) 案内板 | 1基 |

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等	
タカ目	タカ科	リュウキュウツミ	EN	
		サシバ	VU	○
ツル目	クイナ科	シロハラクイナ		○
		ヤンバルクイナ	CR, 国内希少, 国天	○
ハト目	ハト科	カラスバト	NT, 国天	○
		キジバト		○
		ズアカアオバト		○
フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク		○
		リュウキュウオオコノハズク	VU	○
		リュウキュウアオバズク		○
ブッポウソウ目	カワセミ科	リュウキュウアカショウビン		○
		カワセミ		○
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ		
キツツキ目	キツツキ科	リュウキュウコゲラ		○
		ノグチゲラ	CR, 国内希少, 国特天	○
スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ		○
	セキレイ科	キセキレイ		○
	サンショウクイ科	リュウキュウサンショウクイ	VU	○
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ		○
	ツグミ科	ホントウアカヒゲ	EN, 国内希少, 国天	○
		シロハラ		○
	ウグイス科	ヤブサメ		
		ウグイス		○
		セッカ		
	ヒタキ科	リュウキュウキビタキ		○
	シジュウカラ科	アマミヤマガラ		○
シジュウカラ			○	
メジロ科	メジロ		○	
ホオジロ科	アオジ			
	クロジ		○	
カラス科	ハシブトガラス		○	
合計	7目	18科	31種	

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ目	オオコウモリ科	オリオオコウモリ	○
	キクガシラコウモリ科	オキナワコキクガシラコウモリ	EN ○
	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ科の一種	
ネズミ目	ネズミ科	クマネズミ	○
		ケナガネズミ	EN, 国天
ネコ目	イヌ科	イヌ	
	マンゲース科	ジャワマンゲース	特定外来 ○
	ネコ科	ネコ	○
ウシ目	イノシシ科	リュウキュウイノシシ	○
合計	4目 8科	9種	



(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 特天: 国指定特別天然記念物
 レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 レッドリスト(平成19年環境省)(イ哺乳類)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

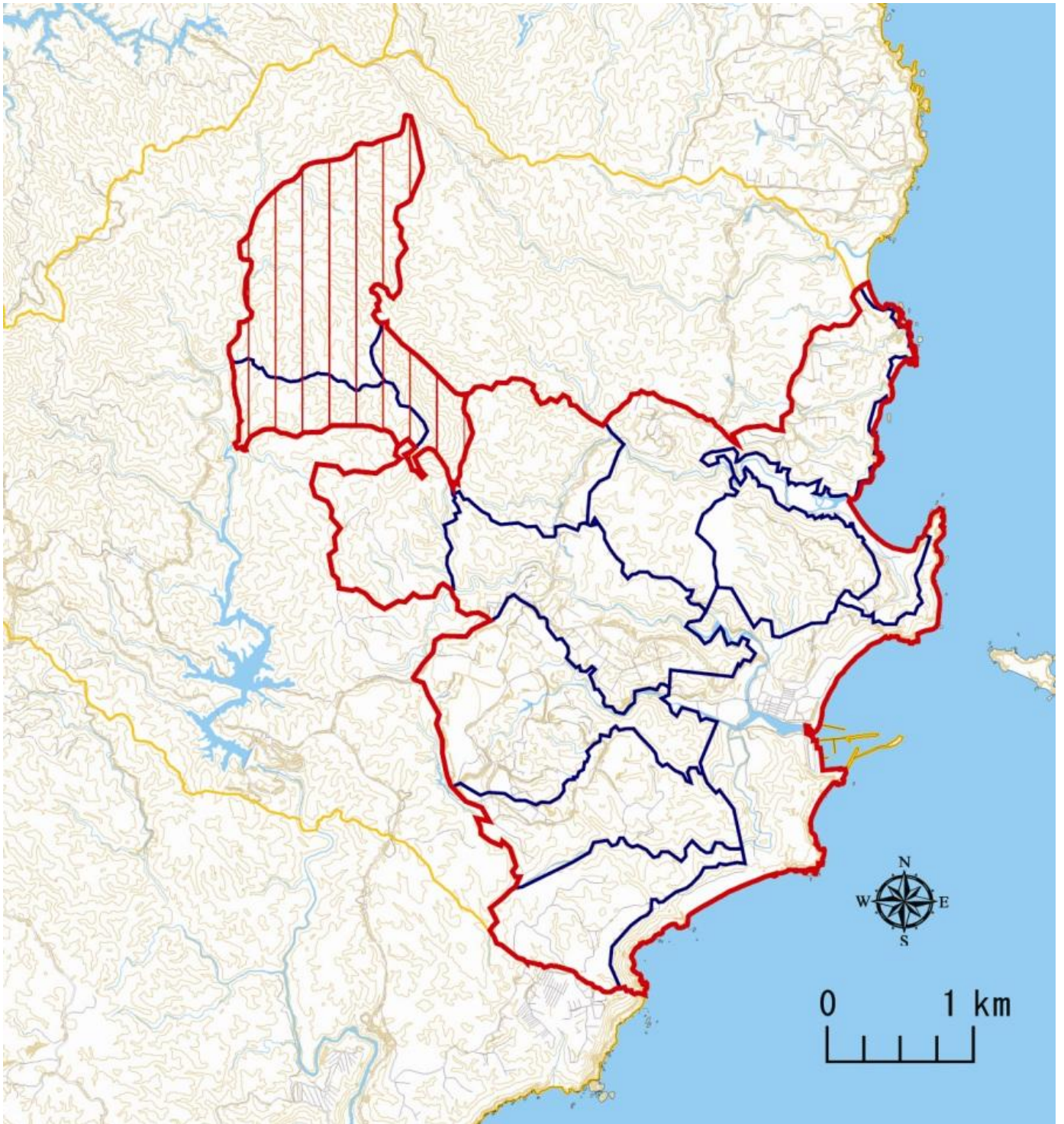
国指定やんばる（安田）鳥獣保護区（特別保護地区）位置図



0 10km

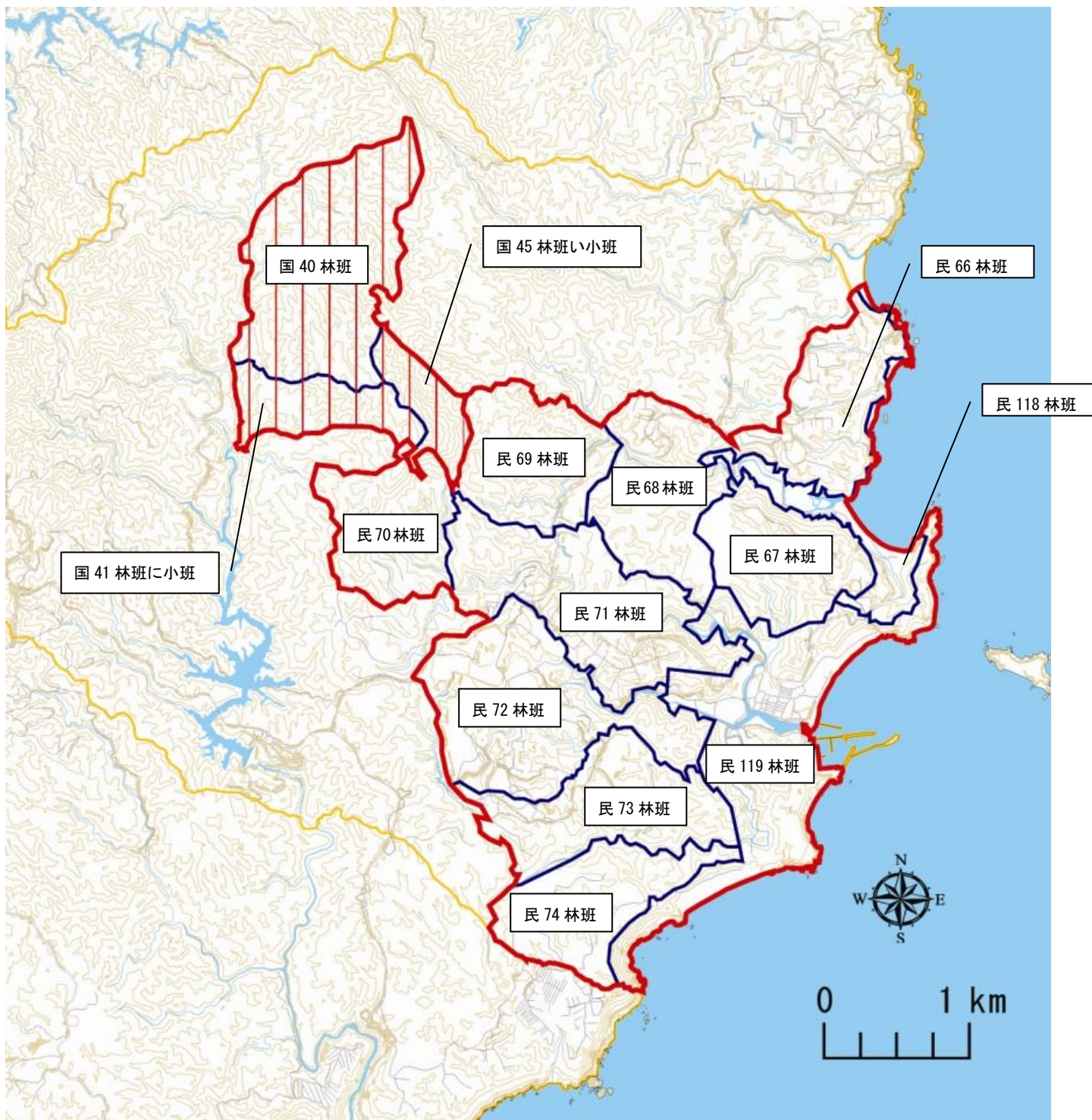
凡例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区区域図



凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	林班
	字
国	国有林
民	民有林

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区区域説明図



凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	林班
	字
国	国有林
民	民有林